

小山市文書館 開館

酒井 操

小山市文書館は、史料を通じ「過去に学び、現在を知り、未来を創造する」施設」として、平成19年（2007）4月11日、国内で50番目、栃木県の市町初の文書館として開館した。

小山市での文書館設置の動きは、昭和51年（1976）4月に開始した市史編さん事業がきっかけとなり、昭和53年に市史監修者の方々から古文書の収集・保存及び公開施設の設置について初めての要望が出された。

市は、昭和58年、小山市立博物館を設置し、同館が、古文書等の市史編さん調査資料を保管することとしたが、博物館設置後も引き続き、文書館設置が要望された。昭和62年、同館も「小山市立博物館協議会」に公文書館の建設について諮問、「実現を図るべき」との答申を受けた。また、市議会、その他でも十数回に及ぶ質問や陳情等がなされた。

このような中、昭和63年に、「公文書館法」が施行され、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」こととされた。

平成元年（1989）市立博物館は、職員・市民・県内類縁機関を対象に、第1回「文書保存講演会」を開催、同年「栃木婦人問題研究会小山支部」が近・現代における小山市の歴史資料収集・整理保存に関する請願を市議会に提出し、採択された。

市における文書の取扱いは、「小山市文書取扱規程」第41条により各課で保管を行う「分散管理方式」で、同規程第38条で示されている永年保存文書も各課で保管している。また、保存年限の満了した文書については平成5年（1993）から、市内八幡町に確保した文書保存庫で暫定的に整理、保存しているという状況であった。

平成8年には、市民による「小山市に文書館設置を進める会」が発足、活発な運動を展開し、署名活動では最終的に7,000名余の署名が提出され、文書館設置の要望のほか公文書の管理についての要望も出された。

平成10年、市は「公文書館基本構想検討委員会」を設けて検討を行ったが、平成12

酒井 操（さかい みさお）：小山市文書館主査。小山市立中央図書館に司書として勤務ののち、平成19年4月より小山市文書館に勤務。



宇都宮地方法務局小山出張所（昭和39年頃）
小山市文書館 本館・石倉は前記したように、
昭和5年（1930）栃木区裁判所小山出張所として建設され、本年7月31日、国の登録有形文化財として登録された市内第1号の建造物である。

年3月の「市庁舎と同一の施設とすることが望ましく、新庁舎建設計画において検討する。」との結論にとどまった。

その後、昭和5年（1930）栃木区裁判所小山出張所として完成し、宇都宮地方法務局小山出張所・小山市街地開発組合事務所・自衛隊小山募集事務所に利用され、昭和56年から、小山市消費生活センターとして活用してきた建物が、平成17年、同センターの移転に伴い利用できるようになったことから、市は、同年10月、同施設を文書館として再利用することについて、「文書館検討委員会」・「文書館

検討懇話会」等を設置し、検討を開始した。

そして、平成18年9月、文書館として活用することとし、「小山市文書館設置構想」を策定、平成19年4月に小山市文書館が開館した。

当館は公文書・古文書に限らず、小山市の市域及び近隣市町に関し、歴史性、情報資源性、証拠性等を考慮しながら、歴史的又は文化的価値を有すると見込まれるあらゆる記録史料を対象とし、また記録媒体や形態を問わず収集・整理・保存し、広く市民の利用に供する施設である。

しかし、本館は文書等の閲覧・展示などを主とする施設であり、保存については本館石倉（市史編さん収集資料複写等）・市立博物館（諸家文書・旧役場文書等）・文書保存庫（公文書・行政刊行物等）と分散されるため、閲覧申請と同時に史料を提供することが困難である。

そのため、閲覧を希望する際にはインターネットを利用した文書館検索システムにより史料の情報（主に目録レベル）を検索、事前に電子メールでの閲覧予約を行う必要がある（来館での受付も可）。史料の状態や防災・防犯の面で保存施設からの移動が困難な場合は各施設に向いての閲覧となる。

閲覧施設と保存施設が分散しているという当館の弱点を補うためにも検索システムを充実させることは重要であるが、開館までに整理・確認作業を終了し公開できた史料データはまだ少なく、現在も円滑な閲覧申請・史料提供のため目録や画像データのデータベース化を進めているところである。

当館の収蔵史料のうち、特色あるものの一つに昭和29年（1954）の市制施行以来、

広報担当課が『記念誌』や『広報小山』等に掲載するために撮影・収集した写真史料がある。焼付け写真やネガ・ベタ、リバーサルフィルムのほか、撮影に使用した機材等である。

その中から特に利用の多いと思われる焼付け写真（約10,800点）を開館に向けて整理、画像データ化した。検索システムで公開しているのは目録データのみであるが、館内の端末で画像を見ることができる。

現在、この焼付け写真の中から247点を選び、小山市文書館開館記念展「写真に見る小山市の歩み」を開催している。限られた展示スペースであるため、「まちの風景」「催しものの情景」など9つのテーマごとに写真を入替えながら展示している。

また、平成19年10月27日より市立博物館で開催される第7回収蔵展・文書館開館記念展「まちのアルバム くらしのアルバム」でも展示される。

この焼き付け写真はすでに一般にも利用され、市内の企業の社史に掲載されている。

写真史料の中には撮影場所や年代が特定できていない場合がある。しかし、その時代をその地域で過ごしてきた方ならすぐに解るものも多い。これらの展示を通して、史料を公開することで、市民から写真に関する情報だけでなく、その写真が撮られた時代の様々な情報も収集し、より利用しやすい史料にしていければと考えている。

栃木県内の市町で初めて文書館を開館することができたのは、市民や市議会、関係機関のご理解とご協力があったことである。

産声を上げたばかりの文書館で、史料面・施設面共に課題は山積している。しかし、少しでも多くの史料を後世に伝えるため、これからも積極的な保存に努め、多くの市民に利用していただけるように充実させていきたい。



小山市文書館（平成19年）

データシート

平成19年 8月31日現在

- ・機関名：小山市文書館（おやましもんじょかん）
- ・所在地：〒323 0031 栃木県小山市八幡町2丁目4番24号
- ・電話 / FAX：0285 25 7222
- ・E-mail：monjyokan@city.oyama.tochigi.jp
- ・ホームページ：http://monjyokan@city.oyama.tochigi.jp
- ・交通：JR宇都宮線小山駅下車、西口から徒歩15分
西口から駅西循環バス南コース（左回り）乗車「水道庁舎前」下車、徒歩5分
- ・利用時間：午前9時から午後4時30分
- ・休館日：月曜日（祝日を除く）・祝日の翌日（土・日・休日を除く）・年末年始
館内整理日（毎月第4金曜日）・特別整理期間（年1回・10日以内）
- ・設置根拠：小山市文書館設置条例（平成19年3月22日 条例第3号）
- ・組織：小山市役所 総務部 行政経営課 文書館
館長 学芸員(1) 司書(1) 嘱託・臨時職員(3) 合計 6名
- ・建物：本館 木造・1階建 (94.68㎡)
石倉 大谷石造・2階建 (1・2階とも 19.65㎡ 合計 39.30㎡)
(本館・石倉 国登録有形文化財・旧栃木区裁判所小山出張所)
作業室 プレハブ造・1階建 (19.87㎡)
文書保存庫 (小山市八幡町1 67 2)
鉄筋CB造・一階建 (202.40㎡)
小山市立博物館 (小山市乙女1 31 7) 鉄筋コンクリート造・2階建
収蔵庫 (125.48㎡)・工作室等 (52.47㎡)
書架延長 約2,025m (文書保存庫・博物館収蔵庫 含)
- ・収蔵史料の概要：
 - 公文書 旧役場文書 約11,000点 行政文書 約2,000箱
絵図・地図類 約700点
 - 諸家文書 約60,000点
 - 諸団体文書 約1,800点
 - 地域文献 議会・行政刊行物 約7,200点 新聞・チラシ 約120,000点
 - 地域情報 市史編纂収集資料（複写）2,515冊 マイクロフィルム 333巻
 - 市広報撮影・収集写真（焼付け写真）約10,800点
 - 図書 文庫 約4,000冊 一般書 約1,100冊 自治体史 約1,000冊